

五島市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年6月及び7月の例月財務監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年10月21日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五監第576号
令和2年10月21日

五島市議会議長 谷川 等 様
五島市長 野口 市太郎 様
五島市教育委員会教育長 藤田 清人 様
五島市選挙管理委員会委員長 様
五島市公平委員会委員長 柁 宜 渉 様
五島市代表監査委員 橋本 平馬 様
五島市農業委員会会長 山田 勝久 様

五島市監査委員 橋本 平馬
五島市監査委員 神之浦 伊佐男

令和2年度例月財務監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年6月及び7月分例月出納検査に併せて例月財務監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和3年4月20日までに本職に通知ください。

記

令和2年度例月財務監査結果報告書（令和2年8月～10月監査分）

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

例月財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査）

第3 監査の対象及び範囲

- 1 監査の対象 令和2年6月及び7月分の収入及び支出に関する会計伝票
- 2 監査の範囲 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計

第4 監査委員の除斥

神之浦伊佐男監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、監査の対象及び範囲のうち、非常備消防費に関する部分について除斥した。

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについてを主眼において実施した。

第6 監査の主な実施内容

例月出納検査に併せて、毎月提出される会計伝票から抽出し、収入及び支出の手続上の是非等について監査を実施した。

第7 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局
- 2 日 程 令和2年7月17日から同年10月16日まで

第8 監査の結果

第1から第7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。

なお、指導事項については、監査委員事務局長から所管の部局長に通知した。

1 指摘事項

(1) 福江総合福祉保健センター使用料の減免について

福江総合福祉保健センターの使用料において、福江商工会議所（以下「申請者」という。）からA4版片面1枚に印刷された利用許可申請書及び使用料減免申請書が提出されているところ、利用許可申請についてのみ決裁を行い、使用料減免申請については、承認・不承認の決裁を行っておらず、申請者に対する通知も行っていない。

本件減免申請に係る使用料については、結果として減免していないのであるから、申請者に対し当該不承認とした理由を付して通知すべきであった。

しかしながら、本件申請に係る利用は、公共的団体である商工会議所（昭和24年2月7日行政実例）が、市内事業所の商工振興のためにレジ袋有料化セミナーを開催したものであり、当該セミナーは商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条が定める商工会議所の目的を達成するために必要な事業であるから、五島市福江総合福祉保健センター条例施行規則（平成16年五島市規則第91号）別表第2第5項に定める減免の要件「市内の公益を目的とする団体がその目的のため直接利用する場合」に該当する。したがって、本件減免申請については、同項に定める減免の率100分の50を適用し、過納額2,350円を速やかに還付すべきである。

（福祉保健部国保健康政策課）

(2) 五島市中央公園市民体育館の光情報通信網設備に係る私用電気料について

平成31年4月1日に総務企画部情報推進課が所管していた光情報通信網設備を民間企業に譲渡したことに伴い、五島市中央公園市民体育館に設置している機器の私用電気料を算出するに当たり、地域振興部スポーツ振興課の認識不足により、こ

れまで基本料金を電気使用量に応じ按分して徴収していない。その原因は、総務企画部情報推進課と光情報通信網設備が設置されている施設の所管部局において、情報共有が不十分であったことによるものである。

私用電気料の徴収に当たっては、公有財産貸付事務処理手順（平成25年2月7日付け24五財第1176号財政課長通知）に基づき、実費徴収となるよう基本料金についても電気使用量に応じて按分し、徴収すべきである。不足額1,011,206円について、速やかに追加徴収されたい。

また、光情報通信網設備を民間企業へ譲渡したことに伴い、私用電気料を徴収する必要が生じたものについて、調定の起票の遅れ及び算出誤りが複数見受けられるから、譲渡した光情報通信網設備の状況を速やかに確認の上、私用電気料について不足額がある場合は追加徴収するなど、適正に事務処理されたい。

（地域振興部スポーツ振興課・総務企画部情報推進課）

(3) 本窯渡船待合所及び奥浦渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料について

本窯渡船待合所及び奥浦渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料については、平成27年11月請求分から令和2年9月請求分までにおいて、次の表のとおり平成29年2月分の請求漏れ、令和元年10月からの消費税率改定に伴う違算による過不足などが複数見受けられる。

その原因は、私用電気料の内容を確認できる書類（以下「内容確認書類」という。）をチェックすることなく、従前どおり漫然と事務処理をしていたことなどによるものである。五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第21条第1項は、収入命令権者は、歳入を調定するに当たっては、歳入の所属年度、歳入科目、金額その他必要と認める事項を調査し、確認しなければならないと規定するから、調定伝票については、添付する内容確認書類に誤りがないようチェック体制を強化されたい。

公有財産の使用に係る光熱水費については、公有財産貸付事務処理手順に基づき、実費徴収となるよう適正に算出すべきである。不足額2,933円については、速やかに追加徴収されたい。

渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料不足額一覧（単位：円）

区 分	平成27年度 (11月請求分から)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月請求分まで)	不足額
本窯渡船待合所	3	△ 126	1,362	△ 3	△ 1	0	1,235
奥浦渡船待合所	3	△ 62	1,694	6	31	26	1,698
計	6	△ 188	3,056	3	30	26	2,933

（産業振興部商工雇用政策課）

(4) 奈留離島開発総合センター使用料について

奈留離島開発総合センター1階和室の令和2年6月20日午後1時から午後2時

まで及び同年7月11日午後1時から午後2時までの利用に係る使用料については、それぞれ五島市奈留離島開発総合センター条例(平成16年五島市条例第230号)別表の使用区分「午後1時から午後5時まで」の使用料840円に五島市奈留離島開発総合センター条例施行規則(平成16年五島市教育委員会規則第31号)別表第5項に定める減免の率100分の50を適用して減額後の額が420円となるどころ、使用区分「午前9時から正午まで」の使用料630円に当該減免率を適用して減免後の額320円を徴収しており、それぞれ正当な額より100円少ない金額となっている。

その原因は、調定伝票の決裁に当たって、条例に定める使用料の確認を怠り、算出を誤ったものであるから、複数職員によるチェック体制を整備するなど内部牽制機能を十分活用した上で、条例に基づき適正に算出すべきである。不足額200円については、速やかに追加徴収されたい。

(教育委員会奈留分室)